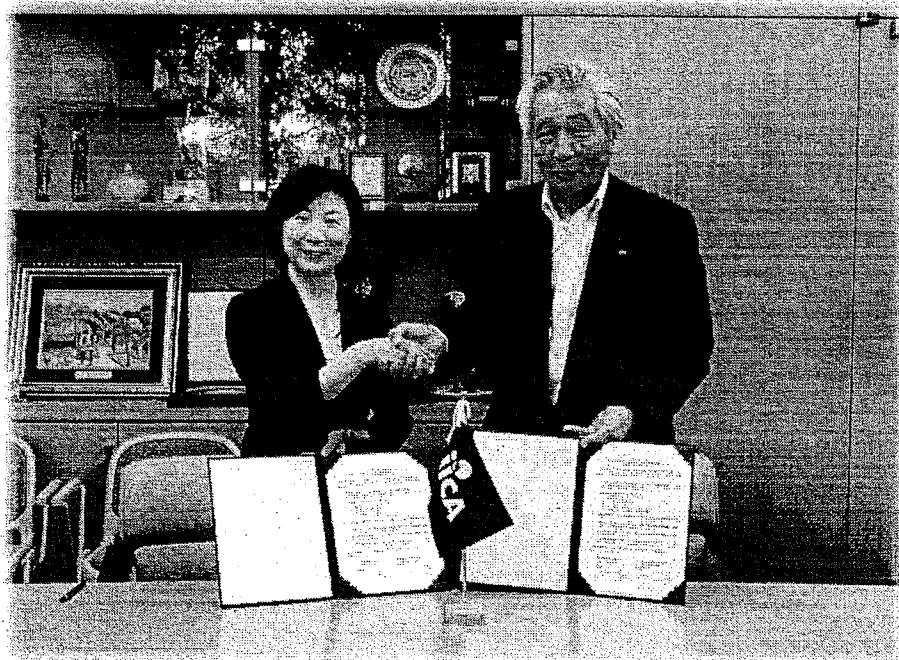


8月26日(土)

読売新聞抜粋

# JICA関西との連携強化

## ●河内長野市教育委員会とJICA関西との間で国際教育・開発教育推進に関する覚書を取り交わす(平成29年8月23日)



児童らと隊員交流へ  
JICA関西と覚書

河内長野市教委

河内長野市教育委員会と国際協力機構関西国際センター(JICA関西)は、市内の児童生徒が、海外にいる隊員から活動の意義や発展途上国の現状などを教わ

るための覚書を交わした。市内と海外とをテレビ会議システムなどで結んで遠隔授業を行ったり、青年海外協力隊員らを招いて交流したりする。

同市教委は、子どもたちに異文化への理解を深めてもらうため、約10年前からテレビ会議システムを使って、オーストラリアなどの

学校と互いの言語を学び合ったり、海外のJICA隊員が講師となった授業を行ったりしてきた。今回、覚書を交わすことで取り組みを発展させる。

23日に神戸市中央区のJICA関西で署名式が行われた。式後、和田栄教育長は「子どもたちには、国際社会の時代に生きるため

に、どんな力が必要か考えるきっかけにしてほしい。海外のことを知ること、自分たちの街の文化や歴史にも関心を持ってもらいたい」と話した。

平成 29 (2017) 年度  
河内長野市教育委員会と独立行政法人国際協力機構関西国際センターとの  
国際教育・開発教育推進に関する覚書

河内長野市教育委員会 (以下「委員会」と言う。) と独立行政法人国際協力機構関西国際センター (以下「JICA 関西」と言う。) は、河内長野市における開発途上国を対象とした国際教育・開発教育の推進に向けて連携協力を図るため、次の事項について合意し覚書を締結する。

1. 委員会は、委員会の「河内長野市教育推進プラン」に基づいた国際教育の実施、また、JICA 関西は地域における国際教育・開発教育の推進及び JICA ボランティア事業の社会還元を充実させる観点から、相互に連携し、当該事業に取り組むものとする。
2. 前項を踏まえ、実施事業内容は以下の通りとする。
  - (1) TV 会議システムを活用した遠隔交流授業
  - (2) 国際協力出前講座
  - (3) JICA 海外技術研修員との交流
  - (4) JICA 地球ひろばの教材活用
  - (5) JICA 国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト
  - (6) その他、必要に応じて協議のうえ実施する事業
3. 前項の事業を円滑に進めるため、委員会と JICA 関西は、別途定める事務確認書に従い対応する。
4. 委員会は、JICA が実施する児童及び生徒並びに教員、学校を対象とした開発教育支援事業に関し、JICA 関西から要請があれば積極的に支援するものとする。
5. JICA 関西は、TV 会議システムを活用した遠隔交流授業等の実施に関し、委員会から要請があれば積極的に支援するものとする。
6. この覚書の有効期間は、記名捺印があった期日から当該年度の末日までとする。なお、期限終了時に内容を再検討したうえで、次回締結時から3ヶ年毎に覚書を取り交わすこととする。

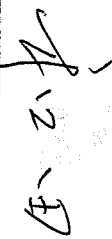
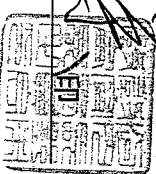
この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、記名捺印の上、各自1通を保有する。

平成 29 (2017) 年 8 月 23 日

以上

大阪府河内長野市原町 1-1-1  
河内長野市教育委員会

教育長

兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通 1-5-2  
独立行政法人国際協力機構  
関西国際センター  
所長

